

〇うきは市空き家バンク活用促進事業費補助金交付要綱

(平成 29 年 3 月 31 日告示第 21 号)

改正 令和 5 年 3 月 1 日告示第 10 号 令和 6 年 10 月 1 日告示第 75 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市内の空き家等を有効活用し、市外居住者等と市民の交流拡大及び定住促進による地域の活力維持と増進を図るため、予算の範囲内においてうきは市空き家バンク活用促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付に関し、うきは市補助金等交付規則（平成 17 年うきは市規則第 37 号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示において使用する用語の定義は、うきは市空き家バンク制度実施要綱（平成 25 年うきは市告示第 4 号）で使用する用語の例による。

(補助対象事業)

第 3 条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 相続等登記支援
- (2) 家財道具処分支援
- (3) 成約奨励支援
- (4) 自治協議会協力支援

(補助対象者等)

第 4 条 各補助対象事業における、補助対象者、補助対象経費、補助率及び補助限度額については、別表 1 のとおりとする。

(補助要件)

第 5 条 各種補助対象事業における補助要件については、別表 2 のとおりとし、各号のいずれにも該当するものとする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める補助金交付申請書（様式第 1 号）に市長が必要と認めた関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 申請可能な回数は、自治協議会協力支援を除き、同一物件において補助対象事業ごとに 1 回限りとする。

3 補助金の申請期間は、下記のとおりとし、各事業終了後とする。

- (1) 相続等登記支援 空き家バンク登録申込みの日から成約日までの間
- (2) 家財道具処分支援 空き家バンク登録申込みの日から成約日までの間
- (3) 成約奨励支援 成約日から 1 年を超えない日までの間

(4) 自治協議会協力支援 成約日から1年を超えない日までの間
(補助金交付の適否の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、審査の上、補助金交付対象の適否を決定し、申請者に通知しなければならない。
(決定又は却下の通知)

第8条 市長は、前条の規定により補助金交付の決定をしたときは、補助金交付決定通知書(様式第3号)により補助金の交付を決定した申請者(以下「補助事業者」という。)に通知するものとする。

2 市長は、審査により補助金の不交付を決定したときは、補助金交付申請却下通知書(様式第4号)により申請者に対し速やかに通知するものとする。
(補助金の請求及び交付)

第9条 補助事業者は、前条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、請求書(様式第5号)を市長に提出し、補助金交付の請求をするものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、補助金を交付するものとする。
(交付決定の取消)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 申請書及びその他の提出書類の内容に偽りがあったとき
 - (2) 空き家バンクの登録を2年以内に取消したとき
 - (3) 売主が買主へ土地と建物の所有権を移転して物件を引き渡す時に、当該物件が建物として存在しないとき。
 - (4) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき
- (補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金を交付しているときは、補助金返還命令書(様式第6号)により期限を定め、その補助金の全部又は一部を返還させることができる。

2 前条第2号の規定による補助金の返還額は、別表第3のとおりとする。
(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月1日告示第10号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年10月1日告示第75号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1(第4条関係)

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助率及び補助限度額
相続等登記支援	情報登録者又は空き家の所有者のうち、うきは市空き家バンクに空き家に関する物件情報を登録する意思のある者	空き家の所有権保存登記、相続登記にかかる費用として司法書士等に支払う経費	補助対象経費の額が5万円以上の場合において、額の3分の2に相当する額とし、5万円を限度とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
家財道具処分支援	情報登録者又は空き家の所有者のうち、うきは市空き家バンクに空き家に関する物件情報を登録する意思のある者	空き家及びその附属する建物内の不要な家財道具の処分に要する費用	補助対象経費が5万円未満の場合は補助対象外とする。
成約奨励支援	情報登録者で空き家バンクに登録した物件を売買又は賃貸にて成約した者		一律5万円
自治協議会協力支援	空き家バンクに空き家に関する情報を登録するまでの間に、所有者等と市との間の世話をを行った自治協議会		1件あたり5万円。空き家バンクに賃貸で登録する空き家に対する補助金等の交付は、同一物件につき、1回を限度とする。

別表第2(第5条関係)

補助対象事業	要件
各事業共通	(1) 市税等の滞納がないこと (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは社会的に非難される関係を有する者
相続等登記支援	(1) 事業実施後速やかに空き家バンクへの登録申請を行い、その後の取下げを行わないこと (2) 当該空き家について流通の可能性が著しく低いと判断されるものを除く
家財道具	(1) 事業実施後速やかに空き家バンクへの登録申請を行い、その

処分支援	後の取下げを行わないこと (2) 当該空き家について流通の可能性が著しく低いと判断されるものを除く
成約奨励支援	(1) 契約等を締結した者の3等身以内の親族でないこと
自治協議会協力支援	(1) 空き家に入居することとなる移住者の受入れを行うこと

別表第3(第11条関係)

	返還金額
空き家バンクの登録日から1年以内	全額
空き家バンクの登録日から1年を超え2年以内	補助金の1/2

様式第1号(第6条関係)

補助金交付申請書
[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

誓約書
[別紙参照]

様式第3号(第8条関係)

補助金交付決定通知書
[別紙参照]

様式第4号(第8条関係)

補助金交付申請却下通知書
[別紙参照]

様式第5号(第9条関係)

請求書
[別紙参照]

様式第6号(第11条関係)

補助金返還命令書

[別紙参照]